

募集要項への質問と回答（第3回）

番号	区分	質問項目	質問内容	回答
121	四季の森公園	県立四季の森公園維持管理基準書 植栽管理 花壇管理 南口花壇多年草植え付け	花壇管理の「南口花壇多年草植え付け」について、残り半部はチューリップ球根植え付けとありますが、花種はチューリップに限定でしょうか。	チューリップに限定するものではありませんが、同等以上の花種による修景効果が発揮できるようにしてください。
122	共通	共通編 神奈川県都市公園 指定管理者募集要項P59 様式第4号	「申請資格がある旨の誓約書」は構成員の署名押印した書類も必要でしょうか。	グループを代表する法人又は団体の記名押印により提出して下さい。なお、グループのすべての構成員が申請資格を満たしていることを確認のうえ提出して下さい。
123	共通	共通編 神奈川県都市公園 指定管理者募集要項P17	県の積算価格から20%以上の削減した提案額は一律満点（25点）となっていますが、例えば、1億円の県積算価格を8千万円で提案した場合は評価点25点となりますが、1億円で提案した場合、また、9千万円で提案した場合はそれぞれ何点となりますか。評価点に小数点は表現されますか。	提案額による評価点の算定方法は、選定基準の「Ⅱ 管理経費の節減等」「(6) 節減努力等」（募集要項共通編P.10）に係る評価の視点をご参照ください。なお、「管理経費の節減等」に係る評価点は、小数点以下切り捨てとします。
124	はやま三ヶ岡山緑地	県立葉山公園・はやま三ヶ岡山緑地の管理運営業務内容及び基準(P2)	【はやま三ヶ岡山緑地】(4)ー管理施設に運搬モノレールとありますが、維持管理基準書には管理内容等の記載がありませんし、県所有物品一覧にも記載がありません。所有の有無及び管理と運用の方法をご教示下さい。	運搬モノレールは県の所有物品であり、指定管理者は、資材を運搬する際等に使用するとともに、日常点検や故障が発生した場合の修繕など維持管理を行っており、この費用は指定管理料に含まれています。なお、本内容については、募集要項の県所有物品一覧（備品）にモノレール動力車を追記するとともに、維持管理基準書の日常点検の備考の表記を修正し、正誤表としてお示しします。
125	はやま三ヶ岡山緑地	はやま三ヶ岡山緑地 維持管理基準書	樹木地管理の伐採本数はノルマでしょうか。目安でしょうか。	「維持管理基準書」は、1年間の管理内容・数量の目安を示すものです。
126	共通	城ヶ島公園 「4. 申請のための書類」	イ(イ)に「諸規定類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規定及び労働環境確保のための方針等）」とございますが、存在する全ての規定を7部印刷・提出となるとかなりの総量となります。構成企業としての参加の場合、役割分担に準じ、指定管理業務の内容に関わる規定を抜粋しての提出をすればよろしいでしょうか。	法人等で定めている諸規程類のうち、組織規程、経理規程、給与規程、就業規程、個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理等の規程、労働確保のための方針に相当するものを提出してください。なお、グループで申請する場合には、構成企業における上記諸規程類を提出してください。
127	共通編	共通編 4ページ	4 申請のための書類 (1) 申請書類 ア様式指定の書類の提出について、グループ申請の場合は、(オ)及び(カ)は構成する団体別に提出とありますが、(エ)申請資格がある旨の誓約書(様式第4号)は、グループ代表のみの提出でよいでしょうか。	グループを代表する法人又は団体のみの提出としてください。なお、グループのすべての構成員が申請資格を満たしていることを確認のうえ提出してください。
128	共通編	共通編 5ページ4(2)	4 (2) 「申請書類の提出部数」について、電子媒体で提出する方法はCD-Rでよろしいでしょうか。CD-Rで提出する場合、1枚のCD-Rに複数の提案書等をまとめて提出することは可能でしょうか。	提出媒体はCD-Rで、募集施設ごとに提出してください。
129	共通編	共通編 15ページ(5)	「※県では、「キャッシュレス都市(シティ) KANAGAWA宣言」を発表し、キャッシュレスを推進しています。・・・指定管理施設も同様であり、本募集要項とは別に、調整させていただく予定です。」とあり、本件はe-kanagawaシステムへの取り組みと理解しますが、キャッシュレスサービスマスター提供を仲介(業務委託料の発生)することにより、指定管理者の利用料金収入が減少することはないでしょうか。あった場合については、その分の補填はしていただけるのでしょうか。	現時点において、キャッシュレス決済導入に関する詳細は所管部局において検討のため、導入に伴う対応等については、キャッシュレス決済の導入時に別途調整するものとします。
130	共通編	共通編 15ページ(5)	キャッシュレス決済導入に向け、指定管理者はどの様な対応を予定しておく必要があるのでしょうか。(機器類の整備、運用経費等) また、キャッシュレス決済導入に向け、条例改正を行う予定でしょうか。※都市公園条例第35条(利用料金の納付)3項 利用料金は前納とする。	現時点において、キャッシュレス決済導入に関する詳細は所管部局において検討のため、導入に伴う対応等については、キャッシュレス決済の導入時に別途調整するものとします。なお、条例改正については、現時点未定です。
131	共通編	共通編 18ページ(2)ア	「物価水準の大幅な変動等があった場合」とは、どの程度の物価変動を想定されているのでしょうか。	想定外の物価変動等を考えていますが、その適用にあたっては、個別に調整を行うこととします。
132	共通編	共通編 18ページ(2)イ	「指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、県は、原則として精算による返還又は納付金の追加は求めません。また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額についても、県は、原則として補填は行いません。」とありますが、どういった場合に精算による返還又は納付金の追加、補填は行われるのでしょうか。(新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施設閉鎖要請以外)	募集要項(共通編)のP.18「(2) 指定管理料の変更等」をご確認ください。こちらに記載がないものは、当該事象が発生した際、個別に協議のうえ決定するものとします。
133	共通編	共通編 20ページ(5)	大雨等の異常気象時の夜間警戒態勢について、年間どの程度の日数(人工)を想定して積算しているのでしょうか。また、夜間待機日数が想定を超える場合には、指定管理料変更の協議をすることは可能でしょうか。	大雨等の異常気象時の夜間警戒態勢を含めて、適切な公園の維持管理・運営を行うために必要な費用を計上しています。異常気象への対応については、募集要項を参照の上、各団体において、必要に応じて検討いただき、提案してください。なお、通常の想定を超える事象発生時の対応については、個別に協議することは可能です。
134	共通編	共通編 27ページ(4)	「パンフレット等の作成をお願いする場合は、県は事前に指定管理者と協議し、当該業務の費用負担等については合理性の認められる範囲で県が負担する」とありますが、合理性の認められる範囲とは、どのような場合のことをいうのでしょうか。	パンフレット等の作成を指定管理者に依頼する場合は、事前協議において、県の負担範囲について調整するものとします。
135	共通編	共通編 43ページ	有料施設のうち、駐車場と自動販売機の料金設定及び減免の考え方は、提案書6に記載すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
136	共通編	共通編 49ページ	現指定管理期間において最低賃金が政策的に平均して約2%ずつ引き上げられていますが、次期提案における収支計画書の人件費について、賃金スライド等の考え方を教えてください。	最低賃金の上昇に伴う人件費の増は、「物価・金利変動」リスクに該当します。原則として、指定期間中の最低賃金の上昇に伴って指定管理料は変更しませんので、物価等の変動リスクも考慮の上、指定管理料を提案してください。
137	塚山公園		各公園の開所時間について、今回の募集要項では、各公園の現在の開所時間が示されているとのことですが、例えば塚山公園について現在の開所時間と差異がありますが、この考え方について教えてください。	塚山公園に関しては、「管理運営業務内容及び基準」3ページ「Ⅲ 運営業務」の「(2) 管理事務所の開所時間に記載する「午前8時00分から午後5時00分」は誤りで、現在の開所時間である「午前8時30分から午後5時15分」に訂正します。本内容については、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。
138	個別(全公園)	共通編 震災時対応の考え方 3-3(2)	前回募集時には「飲料水及び毛布については県が用意し指定管理者が保管する」とありましたが、今回募集では記載がありません。飲料水及び毛布とそれ以外の備蓄品について、指定管理者が購入、更新すべき物はどれでしょうか。	「参考資料1 公園の震災時対応の考え方」「3-3 公園施設について」の「(2) 物資の備蓄状況」は、県が購入または指定管理者が指定管理業務の中で用意した物資を示しています。備蓄品については、「第4章 指定管理者が行う平常時における防災への取組」「4-1 震災時利活用施設等の維持管理」「(2) 備品類の日常点検」と同様に、指定管理業務において、必要な交換、更新を行うこととしますが、更新、廃棄に当たっては、所管土木事務所と協議してください。なお、緊急時に備え、指定管理者がその他物資の備蓄を行うことを妨げるものではありません。各団体において、必要に応じて検討いただき、提案してください。

139	個別（全公園）	設備一覧（法定点検が必要な設備）	「建築物（3年ごとに報告）」など、数年おきに実施すべき点検等について、最後に実施した年を教えてください。	県立都市公園を3つのグループに分け、その公園に存在する法定点検が必要な建築物について対応を原則同時期に行っています。各公園が最後に点検を実施した年度は次のとおりです。 ○平成30年度 茅ヶ崎里山公園、湘南海岸公園、津久井湖城山公園、おだわら諏訪の原公園、境川遊水地公園 ○令和元年度 観音崎公園、座間谷戸山公園、東高根森林公園 ○令和2年度 辻堂海浜公園、あいかわ公園、相模原公園、恩賜箱根公園、三ッ池公園、四季の森公園、保土ヶ谷公園
140	辻堂海浜公園・湘南沙見台公園	辻堂海浜公園 震災時対応の考え方 12ページ	「●情報収集、園内情報伝達」は他公園では【連絡係】の分担とされているが、ここでは「支援係」とされており、どちらが正しいでしょうか。	「参考資料1」12ページの「●情報収集、園内情報伝達」の「支援係」は誤りで、「連絡係」が正しい記載です。本内容については、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。 なお、湘南海岸公園においても、同様の誤りがあったため、募集要項を修正すると共に、併せて正誤表でお示しします。
141	四季の森公園	四季の森公園 5ページ⑥⑦	「ワークセンターの利用受付」「野外ステージの利用受付」とありますが、どのような利用受付が必要となるのでしょうか。現在は一般利用者向けに施設貸出しなどを行っているのでしょうか。	ワークセンターは、一般利用者向けに施設の開放は行っていないが、利用促進事業として水田耕作等の体験活動を行う際に、活動を補助するボランティア団体から当該施設の利用希望があった場合の対応が必要になります。 野外ステージは、一般利用者向けに開放しているため、県の許可を要する独占的な利用を希望する利用者からの相談があった際に、他のイベント等の予定が入っていないか確認のうえ、所管治水事務所へ案内する等の対応が必要となります。
142	四季の森公園	四季の森公園 9ページ(4)及び 維持管理基準書	ビクターセンターの「業務用エアコン 7.50KW以下：1台 簡易点検」とありますが、維持管理基準書では「法定点検 業務用エアコンの簡易点検 ビクターセンター、管理事務所 3台」となっています。法定点検が必要な業務用エアコンは何台でしょうか。定格出力と併せて教えてください。	業務用エアコンは、ビクターセンターの1台であるため、基準書の記載を1台に訂正します。本内容については、令和3年3月1日付で、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示ししています。 なお、これに伴う指定管理料の変更はありません。 また、圧縮機の定格出力は、1.70KWです。
143	四季の森公園	四季の森公園 13ページ5(1)	自動販売機（売店併設）3基等は使用料免除になっていますが、利益は指定管理料に充当されると考えてよいでしょうか。	自動販売機（売店併設）3基等は、障がい者の就労の場として社会福祉法人が運営する「ともしびショップ」に併設しており、ともしびショップ及び当該自動販売機の運営は、社会福祉法人が行っています。 そのため、ともしびショップ及び当該自動販売機の収入・支出は、指定管理料の積算には含めないでください。 なお、当該自動販売機の使用料について、募集要項には「使用料が必要となる可能性があります」と記載していますが、正しくは「使用料は必要となります」であるため、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。
144	四季の森公園	四季の森公園 維持管理基準書	「花壇管理 植替 南口花壇多年草植付 年1回」とありますが、必ず年1回多年草の植替えをしなければならないのでしょうか。	維持管理基準書は、公園の安全で快適な利用を確保するために必要な1年間の管理内容・数量の目安を示したものです。適切な維持管理により、修景効果等が発揮できるよう提案してください。
145	三ッ池公園	三ッ池公園 17ページ(1)	コインシャワーの設置台数を教えてください。	ユニット式のシャワー室を男子更衣室と女子更衣室内に各2箇所、合計4箇所設置しています。
146	三ッ池公園	三ッ池公園 17ページ(1)	ナノバブル発生装置の記載がありますが、具体的な役割を教えてください。また、18～19ページ県所有物品一覧にも記載がないことから、現指定管理者が独自に所有しているもので、指定管理者が変更となった場合は、当該装置はなくなるものと考えてよいでしょうか。	ナノバブル発生装置は、池の水質改善のために現指定管理者が設置したものです。指定管理者が変更となった場合は、原則撤去されます。
147	三ッ池公園	三ッ池公園震災時対応の考え方3ページ(2)	その他として、「浸水時等における駐車場代替施設としての施設利用の協力に関する協定」とありますが、具体的な協定内容を教えてください。また、備考欄には「浸水被害発生時及びおそれのある場合」との記載については、具体的にどのような場合を指しているのかを教えてください。	「浸水被害発生時及びおそれのある場合」とは、鶴見川が氾濫し、鶴見消防署に浸水被害が発生した場合及び、鶴見川に氾濫危険情報が発表されるなど、鶴見消防署に浸水被害が発生する恐れがある場合のことです。本協定は、前述のとおり、鶴見消防署が浸水被害が発生するまたは発生する恐れがあり、鶴見消防署長が車両退避の必要があると判断した場合に、三ッ池公園北門駐車場を消防車両等退避場所として、治水事務所長に協力要請の上、無償で利用できることを定めているものです。
148	三ッ池公園	三ッ池公園 維持管理基準書	前回の指定管理者募集時の維持管理基準書と比較して、以下の4項目が変更となっています。 1. 草地管理機械除草が28,000㎡から57,000㎡に変更 2. 芝生管理（除草・エアレーション・施肥等）が21,000㎡から2,000㎡に変更 3. 空調設備点検定期・簡易点検が追加 4. 自動ドア保守点検が追加 上記「1・2」について、前回募集時に芝生地であったエリアの多くが、今回は草地に変更していると思いますが、これは、雑草の侵入により芝生地として扱えなくなったと考えてよいでしょうか。 上記「3・4」について、今回募集時からの追加項目と理解していますが、これまでの指定管理業務の中では実施されていたのでしょうか。	「1・2」については、お見込みのとおりです。 「3・4」については、現指定管理業務において実施されています。
149	三ッ池公園	三ッ池公園 20ページ(2)	前回募集時には、三ッ池公園を活用する会（花壇クラブ・環境探偵団・雑木林クラブ・分区分園プロジェクト・水辺クラブ・桜を楽しむグループ）、つるみプレイパークの計7団体が主なボランティア活動団体として記載がありましたが、今回、三ッ池公園を活用する会（花壇クラブ・環境探偵団・里山クラブ）、つるみプレイパークの計4団体しか記載がないのですが、記載されていない団体は現在活動していないという理解でよろしいでしょうか。 また、前回募集時に記載のあった三ッ池公園分区分園管理要項が今回ありませんが、この制度は無くなっているのでしょうか。まだ制度がある場合、管理団体数について教えてください。	活動団体について、令和2年度に活動を休止している団体や活動実態が認められない団体は、記載していません。 また、分区分園管理要項（制度）は、現在適用されていません。分区分園の管理運営については、募集要項を確認のうえ、提案してください。
150	相模原公園	相模原公園 維持管理基準書	「植物管理」の「高木管理」の「病害虫防除」について、前回募集時にあった「噴水広場850㎡」が、今回募集時には無くなっていますが、別の項目に含まれるのか、業務がなくなったのか、どちらでしょうか。	「高木管理」の「病害虫防除」について、前回募集時では「噴水広場850㎡」を記載していましたが、これまでの維持管理実績等を踏まえ、この業務は廃止したため、記載していません。
151	相模原公園	相模原公園 維持管理基準書	「植物管理（グリーンハウス）」の「トロピカルガーデン入替」について、定期入替の実施回数が「7回/月」となっていますが、「7回/年」と理解してよいでしょうか。	定期入替の実施回数について、「7回/月」は記載の誤りで、正しくは「7回/年」です。本内容については、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。
152	七沢森林公園	七沢森林公園 4ページ④(イ)	「わんぱく森は、大人向け施設や昆虫飼育施設などを検討し」とありますが、県でどのような施設を検討されるのでしょうか。	現在、「わんぱく森」は、専ら子供が利用する空間としてアスレチック遊具を整備していますが、老若男女を問わず、多くの利用を図るために実施する内容等を検討いただき、サービス向上に向けた取り組みについてご提案ください。
153	七沢森林公園	七沢森林公園 維持管理基準書	「植物管理」の「草地管理」の「人力除草」については、年3回で、合計で11400㎡を実施すると理解してよいでしょうか。	「植物管理」の「草地管理」の「人力除草」については、1年間で3回の合計11400㎡を目安としておりますが、公園の安全で快適な利用を確保できるようご提案ください。
154	七沢森林公園	七沢森林公園 維持管理基準書	「植物管理」の「草地管理」の「植栽地内除草」については、年3回で、合計で6300㎡を実施すると理解してよいでしょうか。	「植物管理」の「草地管理」の「植栽地内除草」については、1年間で3回の合計6300㎡を目安としておりますが、公園の安全で快適な利用を確保できるようご提案ください。

155	観音崎公園	観音崎公園 3ページ(4)④	「公園外周部～においては、法面保護～を適切に行うこと」と記載されていますが、どの程度の法面保護を想定されているのでしょうか。	「法面保護～を適切に行うこと」とは、既存の自然法面に転石などの除去や、法面防護施設(法枠、モルタル吹付、網など)の破損部の小規模補修など、指定管理業務の中で行う1件当たり30万円未満の修繕を想定しています。
156	観音崎公園	観音崎公園 維持管理基準書	「清掃管理」の「園内清掃」の「日常清掃」の「流れ・池・噴水清掃」に「水面清掃・ゴミ除去」が3つありますが、業務の違いについて教えてください。	「水面清掃・ゴミ除去」の表記が3つ重複しているのは誤りなので、重複箇所を削除します。また、本内容については、令和3年3月1日付で、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示ししています。
157	観音崎公園	観音崎公園 維持管理基準書	「施設管理」の「工作物管理」の「噴水点検」について、噴水広場および噴水はどこにあるのでしょうか。	噴水広場の噴水は撤去されていますので、「維持管理基準書」の「施設管理」の管理項目「噴水点検」は削除します。併せて、「清掃管理」の「園内清掃」中の「日常清掃」の「流れ・池・噴水清掃」の管理エリアから「噴水広場」も削除するとともに、業務内容の「水面清掃、ゴミ除去」という表記の重複箇所も削除します。また、本内容については、募集要項を修正するとともに、令和3年3月1日更新の正誤表としてお示ししています。なお、噴水に関する費用は計上されていませんので、これに伴う指定管理料の上限額の変更はありません。
158	境川遊水地公園	境川遊水地公園 4ページ	公園の開園時間の変更については、必要に応じて協議するものがあるが、協議によって妥当性が認められれば、エリアによって閉園時刻等を変更することが可能となるのでしょうか。	公園の開園時間の変更については、「県立境川遊水地公園 管理運営業務の内容及び基準」の4ページ「(2)公園の開園時間及び管理事務所の開所時間」に記載のとおりです。エリアによって閉園時刻等を変更することについても、同様に、必要に応じて協議するものとしします。
159	観音崎公園	観音崎公園	指定管理者の費用において、上下水道や電気設備の増設および改修工事を行うことは可能でしょうか。	維持管理業務や自主事業等を実施するにあたり、その質を向上させるために、指定管理者の費用で上下水道や電気設備の増設及び改修工事を行うことは可能ですが、実施にあたっては、所管土木事務所と協議が必要となります。
160	観音崎公園	観音崎公園	園内の各施設や駐車場等で契約している電気の契約アンペアをご教示ください。	契約電力は次のとおりとなっています。 公衆街路灯B:3KVA 3契約、4KVA 1契約 定額点灯:1契約 従量電灯B:40A 1契約、15A 1契約、20A 1契約 従量電灯C:12kVA 1契約、20kVA 1契約 低圧電力:1kW 1契約、3kW 1契約、4kW 1契約、9kW 2契約 動力プラン:3kW 1契約、15kW 1契約 スタンダードX:40A 1契約 スタンダードL:10KVA 1契約、24KVA 1契約
161	観音崎公園	観音崎公園	電気の回路系統図等の詳細をご教示下さい。	公園内の電気の回路系統の概要図を別紙のとおりお示しします。
162	共通編	前回(2/4まで)の募集要項への質問と回答(第1回)番号8 共通編	提案書類のページ数は、(中略)指定されたページ数(75ページ以内または100ページ以内)に含まれないと理解してよろしいでしょうかとの質問に対して、お見込みのとおりと回答されています。提案書3の下部の余白で「付属書類」として記載され提出を求められている「年間維持管理計画表」についても同様と考えてよろしいでしょうか。	提案書3の付属書類「年間維持管理計画表」も、提案書のページ数には含まれません。
163	湘南海岸公園	「湘南海岸公園維持管理基準書」内「施設管理」の「噴水設備保守点検」の「設備業者による滅菌ランプ等消耗品の交換」について	①「実施回数」は「必要に応じて」となっていますが、滅菌ランプの交換時期の目安(連続点灯時間およびその時間、設置してから〇年等)をご教示ください。 ②「設備業者による滅菌ランプ等消耗品の交換」の「等」とは、具体的に何を想定されているのでしょうか。	①実施回数を「必要に応じて」と記載しているが、実際にはUVランプのメーカー保証期間が1年であることから、保証期間内(1回/年)での交換を推奨します。 ②消耗品の主なものとしては、機械設備のシーケンス制御に関わる電気制御回路の部品類(ブレーカー、マグネットスイッチ、端子、インバーター等)があげられます。
164	湘南海岸公園	前回(2/4まで)の募集要項への質問と回答(第1回)番号16 湘南海岸公園	〇辻堂海浜公園・湘南汐見台公園の、井戸水の下水道使用量の申告漏れ及び、屋外水飲場やプール等の下水道への未接続の改善に伴う新たに発生する下水道使用料が明記されていないが、神奈川県で負担することの理解でよいのかとの質問に対して、新たに発生する下水道使用料については、県と指定管理者にて別途に協議する旨回答されています。 〇湘南海岸公園においても、井戸水の下水道使用料の案件は、サーフビレッジ南側の足洗い場、8号トイレのトイレ洗浄水、外付けシャワー、9号トイレの外付けシャワー、水の広場の噴水が該当します。参考資料2と公園関係資料「1.経費等実績(2)光熱費」で、約307千円(税込)の差がありますが、新たに発生する下水道使用料が追加で計上されていると理解してよろしいでしょうか。また、計上されている場合で参考資料2で追加計上された約307千円以上の追加下水道代が発生した場合、県と指定管理者で個別に協議をしていただけるのでしょうか。	湘南海岸公園においては、新たに発生する下水道使用料が明確ではないため、参考資料2において計上しておりません。新たに発生する下水道使用料については、県と指定管理者にて、個別に協議の上決定するものとしします。 なお、参考資料2は、各年度の想定収支・積算内訳を示したもので、その表に記載の「光熱水費」については、現在の指定管理者から提出された直近3年間の年間実績報告書における収支状況等を参考に整理したものです。一方、「管理運営業務の内容及び基準」「公園関係資料」の「(2)光熱水費等」は、現在の指定管理者から提出された年間実績報告書における光熱水費や通信費等の内訳を報告する「光熱水費等実績調査」により、光熱水費等の内訳を示したものです。参考資料2の「光熱水費」には、通信費等が含まれず、「消耗品費等」に計上されている場合があるため、差異が生じるものです。
165	湘南海岸公園	前回(2/4まで)の募集要項への質問と回答(第1回)番号21 湘南海岸公園	〇前回の恩賜箱根公園に関する質問への回答では、「公園関係資料」の「管理許可施設等の状況」に示される駐車場の管理許可にかかる使用料は、今年度の使用料を示しているとのことと、湘南海岸公園の場合は、3,490,961円(税抜3,173,600円)となっています。 〇一方、今回の募集に係る各年度の想定収支・積算内訳を示している「参考資料2」の駐車場使用料は、3,230,700円(税抜2,937,000円)となっており、今年度の金額に比べ、税込額で約260千円少なくなっています。 〇駐車場管理許可に係る公園使用料については、県が決定した金額を、県が発行する納入通知書により指定管理者が納入することとなっていることから、県が「参考資料2」で想定している駐車場使用料と、実際に通知される駐車場使用料が異なった場合、指定管理料を調整していただけるのでしょうか。	駐車場使用料の差異が、「県と指定管理者のリスク分担」における「物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担(不可抗力に起因する場合は除く)」に該当する場合、指定管理料の変更はしませんが、その他特別な事情があると認められるときは、個別に協議の上、決定いたします。
166	共通編	募集要項 4提出書類 (1)ア	様式第4号の申請資格がある旨の誓約書は、グループ応募の場合、団体ごとに作成し提出するのでしょうか。代表団体のみでもよいでしょうか。	グループを代表する法人又は団体の記名押印により提出して下さい。 なお、グループのすべての構成員が申請資格を満たしていることを確認のうえ提出して下さい。
167	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 公園関係資料 7.その他の参考資料 18ページ	「親子で米作り隊」イベント活動の開催に係り、指定管理者が負担している経費の額をご教授ください。 また水田管理に係る年間の委託費用についてもご教授ください。	指定管理者の実施したイベント、水田管理に係る年間の委託費用については、現指定管理者のノウハウを含むため、お示しできません。各団体において、必要に応じて検討いただき、提案してください。
168	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 公園関係資料 (3)公園の警備体制 9ページ	現指定管理者が提案し、現在行っている警備体制ということではよろしいでしょうか。 警備内容につきましては各団体で提案するということがよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
169	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 公園関係資料	消防設備点検についての仕様及び消火器の個数などのご開示ください。	本公園には消防設備点検対象の建築物はありません。 なお、消火器は、パークセンター・里山体験館・ログハウスに合計8本設置している他、指定管理者の判断により四阿等にも設置しています。
170	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 公園関係資料	直近3年分の修繕内容及び費用についてご開示ください。	現指定管理者における直近3年間の修繕費の実績額を参考に、募集要項の「各公園の管理運営業務の内容及び基準等」の参考資料2の「支出 管理費 修繕費」の欄に、次期指定期間に想定される修繕費の積算額を記載していますので、そちらを参照してください。
171	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 公園関係資料	施設完成図または竣工図及び施工図(建物、電気、衛生、空調等)をご開示ください。	建物、電気、空調等に関する主な図面を、別添のとおり開示します。
172	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 公園関係資料	昨年度の点検報告書及び費用をご開示ください。	直近の建物、設備の法定点検の報告書について別添のとおり開示します。 なお、費用及び法定点検以外の報告書は、現指定管理者のノウハウが含まれますので、お示しできません。各団体において、必要に応じて検討いただき、提案してください。

173	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 公園関係資料 15～17ページ	県所有物品一覧以外で現指定管理者が持ち込んでる物品を教えてください。また、どのように活用しているかご開示ください。	現指定管理者が持ち込んでいる物品については、現指定管理者のノウハウが含まれますので、お示しできません。各団体において、必要に応じて検討いただき、提案してください。
174	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 公園関係資料	直近3年分の利用者アンケートを開示ください。	過去3年分の利用者アンケート結果を、別添のとおり開示します。
175	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 維持管理基準書 設備管理 設備点検 法定点検	建築基準法に伴う定期点検について現指定管理者が行っている点検をご開示ください。	定期点検は、建築基準法第12条第2項第4項に基づく定期点検を実施しており、その実施結果は別添資料の通りです。
176	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 維持管理標準書 施設管理 工作物管理 井戸施設	防災井戸設備において水質検査は必要なのでしょうか。	水質検査は不要です。
177	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 維持管理基準書	施設管理 設備点検 法定点検 ・建築物等の定期点検 ・浄化槽 ・循環ポンプ 工作物管理 工作物管理 ・井戸施設 ・発生木材加工 清掃管理 廃棄物処分 ・定期清掃 一般ゴミ運搬処理 ・池流れ浚渫 汚泥処理 ・浄化槽清掃 汚泥処理 上記について管理内容、外注している業者及び費用についてご開示ください。	管理内容は以下の通りです。 ・建築物等の定期点検は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検です。 ・浄化槽は、浄化槽法第11条第1項に基づく検査です。 ・循環ポンプは、水中ポンプの保守点検です。 ・井戸施設は、深井戸水中ポンプの保守点検です。 ・発生木材加工は、丸太や板材等への加工です。 ・池流れ浚渫 汚泥処理は、水辺に流入した土砂の除却及び場外搬出処分です。 ・浄化槽清掃 汚泥処理は、浄化槽にたまった汚泥、スカム除去及び場外搬出処分です。 その他につきましては、維持管理基準書の管理内容詳細欄を確認ください。 なお、外注している業者、費用は、現指定管理者のノウハウを含むため回答出来ません。
178	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 維持管理基準書 清掃管理 建物清掃 定期清掃	管理エリアごとで床面、ガラス面、壁面の面積、照明灯数、エアコンフィルター枚数等の詳細をご開示ください。	建物、電気、空調等に関する主な図面を、別添のとおり開示しますので、参照してください。なお、ログハウスにはエアコン1基（ナショナル製CS-G28V4）が設置されています。
179	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 維持管理基準書 建物清掃	日常清掃において建物の開館前に清掃を終わらせる必要がありますか。また、定期清掃においては営業中に利用が無い時に実施するという考えでもよろしいでしょうか。	日常清掃、定期清掃とも施設の開館時間内に実施することは可能ですが、施設の利用に支障を生じないように、提案してください。
180	座間谷戸山公園	15座間谷戸山公園 参考資料3	過去3年間の収支決算状況の支出について詳細内訳をご開示ください。	収支決算状況の支出の詳細内訳については、現指定管理者のノウハウを含むため回答出来ません。
181	三ツ池公園	三ツ池公園管理運営 業務内容及び基準 P17 6.管理許可施設 等の状況(1)	売店について、3箇所ありますが、募集要項に提示されている使用料は、1年間の使用料でしょうか。または、営業期間中のみの使用料でしょうか。 (パークセンター13,196円、下ノ池100,815円、プールは2,149円) 下の池の売店営業の定休日は、1月・2月・11月・12月については、月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日 3月～10月については、火曜日・木曜日と案内されています。定休日について設定基準がございましたらご教示ください。また、こうした定休日は指定管理者の裁量により変更することは可能か併せてご教示ください。	パークセンター売店と下の池売店の使用料は、1年間の使用料です。プール売店は、営業期間（プールの営業期間からプール休止日を除いた期間）のみの使用料となります。 売店の定休日については、設定基準はなく、必要に応じた定休日の変更は可能ですが、利用者サービスの提供を目的とした自主事業であることを踏まえ、提案してください。
182	観音崎公園	維持管理基準書	遊具の定期点検（メーカーによる定期保守点検）が維持管理基準書上、年2回となっています。他の公園が年1回となっている中、当該公園を年2回としているのは何故でしょうか。	当該公園の遊具は老朽化が進んでいるため、利用者への安全に考慮し、1年に2回の点検としています。
183	辻堂海浜公園	維持管理基準書	人口池循環ろ過設備点検の「設備業者によるポンプ、濾過機他保守点検」が月2回となっています。現在は年2回ですが、月2回となっているのは何故でしょうか。	人工池循環ろ過設備点検の「設備業者によるポンプ、濾過機他保守点検」の実施回数について、「2回/月」は記載の誤りで、正しくは「2回/年」です。本内容については、募集要項を修正するとともに、正誤表としてお示しします。
184	辻堂海浜公園	参考資料2	ジャンボプールの下水道使用料の金額が参考資料2に反映されているとのことですが、下水道料金は量が増えるほど単価が高くなる中、現状の下水道料金にプールの分を足したときには現状の県積算とは大きな金額の差があると思われます。金額算出の根拠についてご教示ください。	ジャンボプールの下水道使用料については、使用期間ごとに、ジャンボプール分を含む公園全ての下水道使用水量から下水道使用料を算定し、支払い実績との年差額を追加で計上しております。